

地下水モニタリング方針の策定にむけて

モニタリングエリアの設定について

第5回委員会におけるモニタリングエリアの設定に関する内容の整理

【委員会資料】

- ・モニタリングエリアは、道路の建設による異常を早期発見すること、また、異常があった場合でも、保全対象区域である平城宮跡等へ影響を及ぼさないよう、伝播状況も確認しながら、異常時対策を進めることを目的として設定するものである。

モニタリングエリア①: 工事区間近傍において、工事による地下水への影響をモニタリングするエリア

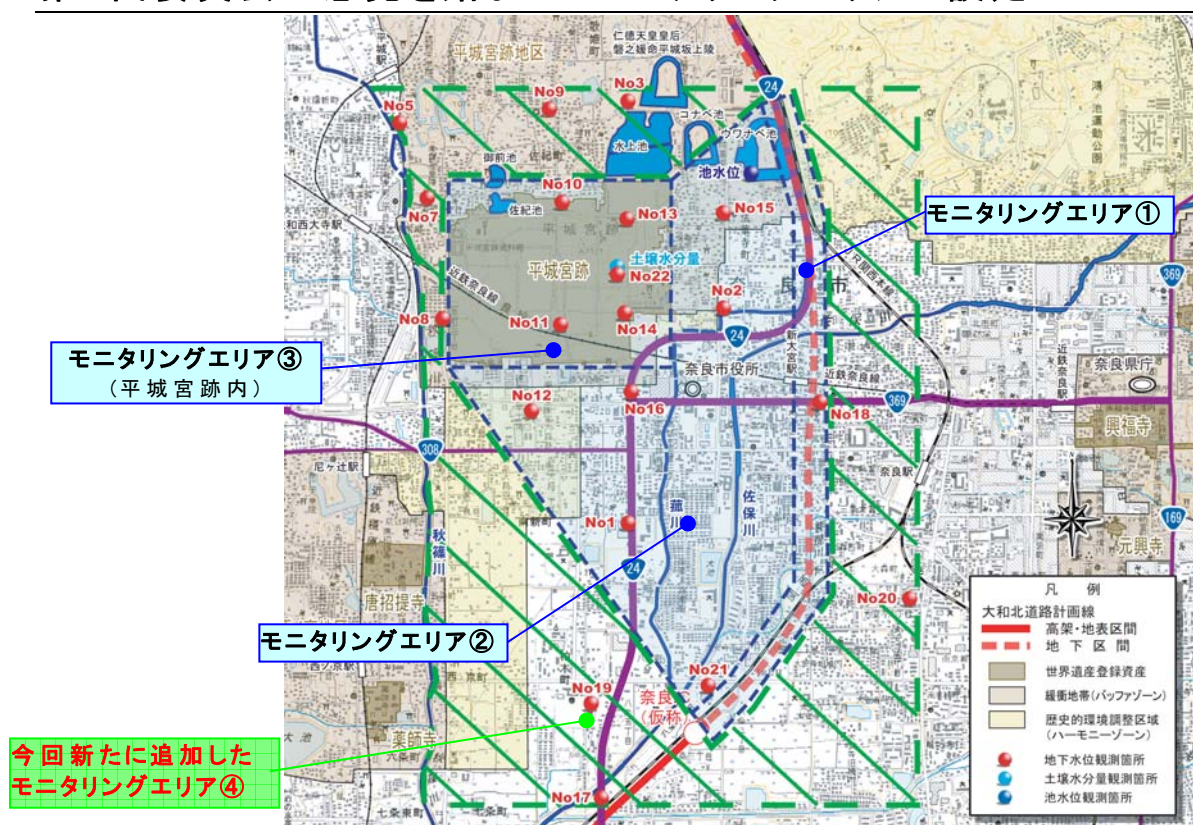
モニタリングエリア②: 工事による地下水への影響が、工事区間近傍から平城宮跡に向かって及んでいないかモニタリングするエリア

モニタリングエリア③: 工事による地下水への影響が、平城宮跡内に及んでいないかモニタリングするエリア

【委員意見】

- 既存の観測孔を含めたエリア設定 等

第5回委員会の意見を踏まえたモニタリングエリアの設定



モニタリングエリア④: 上記①～③のエリア以外で、既存の観測孔の活用等により、工事による地下水への影響が及んでいないかモニタリングするエリア

第5回委員会での委員意見を踏まえ、新たなモニタリングエリアについて、ご議論頂きたい